

介護サポートセンタたがひたち運営規程

第1条（事業の目的）

介護サポートセンタたがひたちは、介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

第2条（運営の方針・基本倫理）

1. 介護サポートセンタたがひたちは、被保険者が要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮する。
2. 介護サポートセンタたがひたちは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 介護サポートセンタたがひたちは、事業の実施に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を得て、総合的なサービスの提供に努める。
4. 介護サポートセンタたがひたちは、日立市からの介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
5. 介護サポートセンタたがひたちは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

第3条（事業所の名称）

この事業を行う事業所の名称は、「介護サポートセンタたがひたち」（以下「センタ」と称する。

第4条（事業所の設置）

事業所は、日立市城南町二丁目1番1号にセンタを設置する。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、株式会社日立製作所とする。

第6条（従業員の職種、員数及び職務内容）

1. 管理者：1名（常勤）（兼務）
管理者は、センタの従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 居宅介護支援専門員：3名（常勤・専従1名、常勤・兼務1名、非常勤・専従1名）
居宅介護支援専門員は、居宅要介護者等が指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、それを担当する者、その他下記事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、又当該居宅要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、紹介その他の便宜の提供を行うとともに、介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
 - ①当該居宅要介護者等の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題
 - ②提供される指定居宅サービス等の目標及びその達成時期
 - ③指定居宅サービス等が提供される日時及び提供する上での留意事項
 - ④指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者が負担する費用の額
3. 事務員：1名（兼務）事業に関する事務全般を行う。

第7条（営業日及び営業時間）

1. この事業は、毎週月曜日から金曜日迄とし、土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始等を特別休暇とする。
2. 営業時間は、午前8：15から午後4：30までとする。

第8条（居宅介護支援事業の提供方法）

1. センタの管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時、又は利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
2. センタは、被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに市の委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。又、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめる。
3. 介護認定における委託調査については、調査の留意事項に精通し、市民に公平、中立で正確な調査が行われる事業であること。
4. センタは、市内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
5. 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。
6. センタは、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承諾を得てサービス提供の手続きを行う。
7. センタは、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
 - (イ) 正当な理由とは、法第24条第2項に規程する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
 - (ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受けたり受けようとしたとき。
 - (ハ) 利用者又はその家族が介護支援専門員に対し、業務を継続し難いほど不信行為が見られた場合
 - (ニ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を日立市に通知する。
8. 相談場所、サービス担当者会議は、センタ内相談室、カンファレンス室もしくは、居宅において行う。
9. 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、適宜行う。
10. 課題分析については、個人の状況に合わせて課題分析表 居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会方式）を使用して行う。

第9条（居宅介護支援事業の内容）

1. 市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受けることができる。
2. 居宅サービス計画の作成
（居宅介護サービス計画の担当設置）
 - (イ) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - (利用者の情報提供)
 - (ロ) 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。
 - (利用者の実態把握)
 - (ハ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。
 - (居宅サービス計画の原案作成)
 - (ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者についての把握された課題に基づき当該地域における介護給付等の対象サービスが

提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。

(サービス担当者会議)

(ホ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の召集、照合等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(利用者の同意)

(ヘ) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

3. サービスの実施状況の継続的な把握・評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い利用者の課題把握を必要に応じて行い、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

第10条 (利用料・その他の費用の額)

1. センタは、申請支援、居宅サービス計画などのサービスをおこなった場合の利用料の額については、厚生大臣が定める基準によるものとする。当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はなしとなる。
2. 実施地区以外からの利用者の要請があったときは、交通費については利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明し同意を得てからその実費を徴収する。
 - ①事業所から片道概ね20キロメートル未満 1,000円
 - ②事業所から片道概ね20キロメートル以上1キロメートルを超えた距離毎に1キロメートル当り 75円

第11条 (通常の実施地域)

センタの実施地域については、日立市内とする。

第12条 (法定代理受領サービスに係わる報告)

指定居宅介護支援事業者は、毎月日立市に対し、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第13条 (秘密保持)

センタの介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその事実上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずる。

第14条 (虐待防止のための措置に関する事項)

介護支援専門員は利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 責任者の選定 (責任者：鈴木 由紀恵)
2. 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施する。(年1回)
3. 虐待等に対する相談窓口を設置する。
4. 虐待防止指針に基づき適切な対応をする。

第15条 (身体拘束の禁止)

1. 利用者または利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
2. 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第16条 (その他運営に関する重要事項) 1

1. センタの会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
2. 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
3. センタは、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、

サービス当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日からから 5 年間保存しなければならない。

4. センタは、介護支援専門員の資的向上を図るための研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。
5. この規程に定める事項外、運営に関する重要事項は介護サポートセンタたが運営委員会において定めるものとする。

第 17 条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合に、は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合には、この限りではない。

第 18 条（苦情対応）

1. 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合または事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、苦情を申し立てることができる。
2. 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行う。

附則 この運営規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

制定年月日	平成 12 年 4 月 1 日
改定年月日	平成 24 年 4 月 1 日
改定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
改定年月日	平成 28 年 9 月 1 日
改定年月日	平成 29 年 7 月 1 日
改定年月日	令和 3 年 9 月 1 日
改定年月日	令和 4 年 4 月 1 日
改定年月日	令和 4 年 8 月 1 日
改定年月日	令和 5 年 9 月 1 日
最終改定年月日	令和 6 年 4 月 1 日